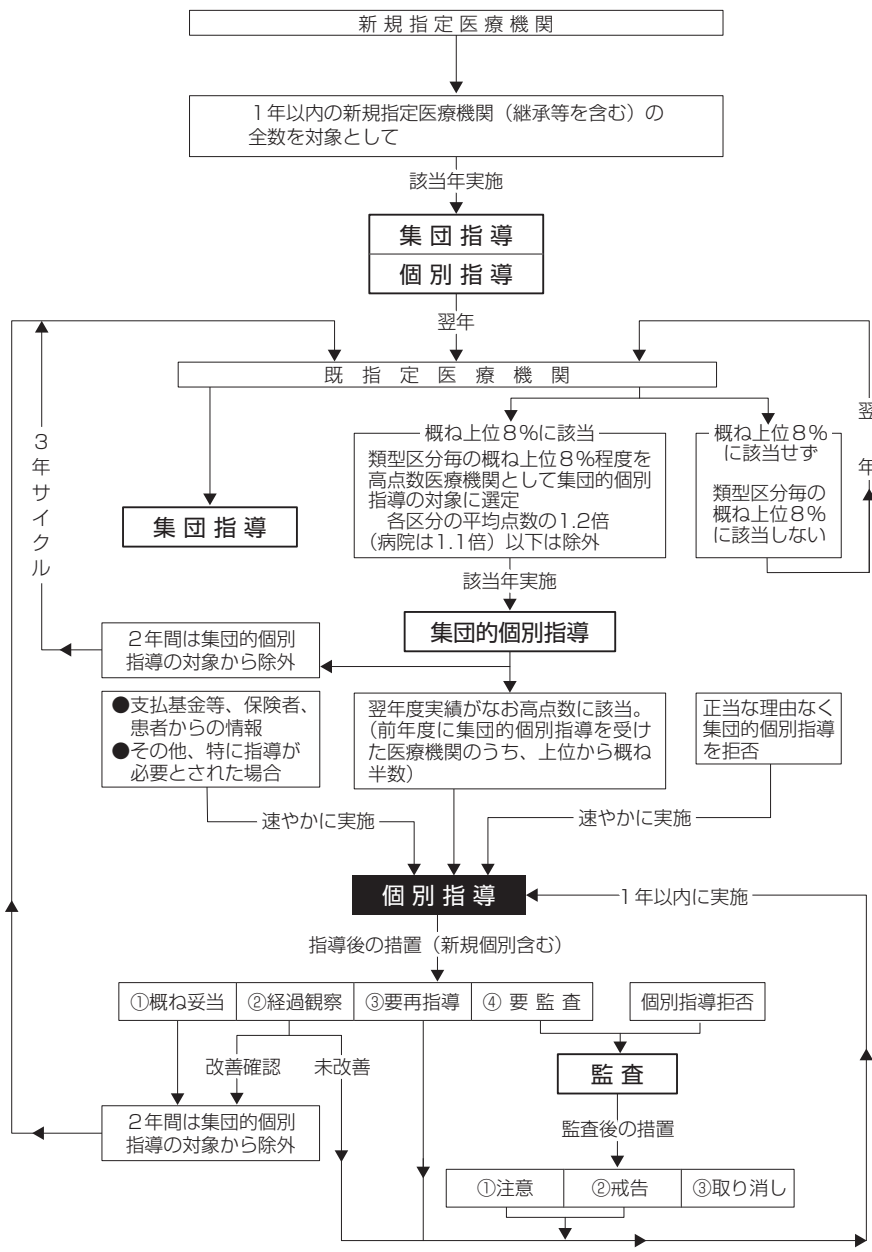


集団的個別指導、個別指導はどのような仕組みになっているか ②

図1 指導大綱による指導の流れ図



前回(9月15日号)は、今年度の集団的個別指導に選定された429件の抽出方法と、個別指導への移行のルールについて解説した。今回は、個別指導の選定のルールや高点数医療機関の位置づけ、さらに大阪での実施状況について解説したい。

個別指導までの流れ

図1は、新規指定の医療機関が新規個別指導を受けた後、集団的個別指導を経て個別指導に至るまでの流れや、個別指導後に再指導によって再び個別指導を受けるサイクルをフローチャートにしたものである。

このうち、「個別指導」に伸びている矢印のものが選定基準にあたる。例えば、情報提供が患者や保険者、支払基金や国保などの審査支払機関から寄せられた場合や集団的

個別指導の計画と実際

実際に大阪の個別指導の実施計画と実績がどうなっているかを一覧にしたものが表1である。

2010年度の新規個別指導は、計画160件に対して134件の実施、集団的個別指導は427件の計画に対して429件の実施と、概ね計画に近い数字が伺えるが、既指定医療機関に対する個別指導に至っては215件の計画に対して47件の実施にとどまっている。この215件の計画の内訳を見ると、「情報提供があった医療機関」が60件、「再指導」が16件、「高点数医療機関」が139件になっている。

2011年度の計画は、新規個別指導が160件、集団的個別指導は429件、既指定医療機関に対する個別指導は220件となっている。

大阪は、技官や事務官の数に比べて新規開業者が多いため、既開業者への個別指導にマンパワールが割けないのが実情である。高点数「要指導」と決め付けて呼び出す制度は明らかに不合理だが、厚労省は、他県で実施されている高点数個別指導の実績をテコにして、実施するよう圧力をかける向きがある。

さて、個別指導に選定

された後は、指導実施通知が指導日の3週間前に文書で通知される。持参物は17項目にもおよび、揃えるのに大変な努力が必要になる。指導対象のカルテ指定は、新規開業は10人分、4日前(土、日を除く)にFAXで全て届く。既開業者は指導日の4日前(土、日を除く)に15人分、前日に15人分の合計30人分がFAXで通知される。

今後の個別指導(新規個別を含む)の予定日は、10月27日、11月10日、24日、12月8日、15日、20日、26日、2月8日、16日、12年1月12日、19日、23日、3月8日。集団的個別指導の予備日は11月9日である。

個別指導通知見本

近厚発●●●●●●●●●●号
平成23年●●●●日

●●●●●●●●●● 様
近畿厚生局長

近畿厚生局と大阪府による社会保険医療担当者の個別指導の実施について(通知)

社会保険医療行政の推進につきまして、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、この度、健康保険法第73条(船員保険法第59条において準用する場合を含む)、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、下記のとおり近畿厚生局と大阪府による新規個別指導を実施いたしますので通知します。

※ 貴保険医療機関の保険医等が、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災地において医療支援等に従事しているため、指導への対応が困難な場合については、当局指導監査課までご相談ください。

記

- 目的 社会保険医療において定められている「保険医療機関及び保険医療担当規則」等をさらに理解していただき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。
- 日時 平成23年●●●●日(木)午後●時●分～午後●時●分まで
- 場所 ●●●●●●●●●●階会議室 大阪市中央区●●●●●丁目●番●号(別途地図参照)
- 出席者 開設者、管理者、保険医、請求事務担当者等(管理者は必ずご出席ください)
- 準備していただく書類等
 - 診療録
 - いわゆる電子カルテの場合は、「保険医療機関及び保険医療担当規則」に定める様式第1号(2)の1～(2)の2に示された項目をプリント・アウトの上、電子カルテに係る運用管理規定及び診療録に添付することとされている文書等と併せてご持参ください。
 - 患者への交付文書の写し(例: 歯科疾患管理料、クラウン・ブリッジ維持管理料に係る提供文書等)
 - 歯科技工指示書及び技工物納品伝票等
 - X線フィルム(パノラマ、デンタル等)及び口腔内カラー写真
 - 電子媒体で保存している場合は、プリント・アウトの上、ご持参ください。
 - 平行測定模型及び未装着補綴物
 - 歯科衛生士業務記録簿(直近1年分程度)
 - 金属材料、薬剤及び歯科材料等に係る購入・納品伝票(直近1年分程度)
 - 患者ごとの一部負担金徴収に係る日計表等の帳簿(直近1年分程度)
 - 患者ごとの予約状況が分かる予約簿等(直近1年分程度)
 - 審査支払機関からの返戻・増減点通知に関する書類
 - 領収証、処方せん、歯科技工指示書の様式例
 - 複写式ではない場合は、様式を1部をご持参ください。
 - 技工物準備表(歯科技工を外注している場合、技工所ごと)
 - 薬剤情報提供料算定時に患者へ交付する情報提供文書
 - ※ 薬剤により情報提供を行っている場合は薬袋をご持参ください。
 - 患者への交付文書(薬剤情報提供に関する文書及び薬袋、クラウン・ブリッジ維持管理料に係る案内書、医学管理等に係る情報提供文書)の様式
 - 院内掲示物(例: クラウン・ブリッジ維持管理料に関する掲示等)
 - 診療報酬請求事務を外部委託している場合はその契約書等(写し可)
 - 同封の「歯科保険医療機関の現況」、「保険医、歯科衛生士等の従事者一覧表」に記入の上、指導当日にご持参ください。

*1 (1)～(5)について、別途連絡する患者の初診時以降のすべての記録(自費診療分を含む)とします。なお、初診時とは直近の初診の日を指すものではなく、貴院に初めて受診した日を指します。

(1) 指導にあたっては上記以外の資料をお願いすることはありませんので、ご承知ください。

(2) 当日は、準備等のため、指導開始時間10分前までにご来場ください。

※ 指導当日に準備していただく診療録等に係る対象患者の一覧表について、平成23年●●●●日(金)にFAXにて連絡いたしますので、別途の「FAX送信票」について、FAX送信日に連絡の取れる電話・FAX番号等及び指導当日の出席者をご記入のうえ、平成23年●●●●日(金)までにFAXでご送信ください。

【照会連絡先】
近畿厚生局指導監査課(担当) ●●●●●●●●●●
大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階
Tel. 06-4791-7316/Fax 06-4791-7355

図2 個別指導の選定基準と指導後の措置基準(新規指定の個別指導を除く)(1998年4月以降の取扱い)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
支払基金・国保連合会・保険者・患者等からの情報があり、地方厚生(支)局都道府県事務所が必要と認められたもの	個別指導結果で「再指導」または「経過観察」であった、未改善のもの	監査結果で「戒告」または「注意」のもの	(医療法上の)医療監視で「問題」があったもの	検査または警察からの情報があり必要と認められたもの	他の医療機関の指導・監査に関連して必要と認められたもの	会計検査院の実施結果の結果により必要と認められたもの	集団的個別指導の指導対象レセプトの大部分が適正を欠くもの	正当な理由なく、「集団的個別指導」を拒否したもの	一件当たりの点数の高い医療機関(集団的個別指導からの移行分)

表1 個別指導、集団的個別指導の計画概要

	2010年度		2011年度	
	計画	実績	計画	実績
新規指定医療機関	160	134	160	
(1) 前年9月1日～今年8月31日までに指定を受けた保険医療機関	160	142	160	
(2) 前年度の未実施となった保険医療機関	0	18	0	
個別指導	215	47	220	
(1) 情報提供があった医療機関				
①今年度新たに選定される保険医療機関	9		9	
②前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	51		3	
合計(①+②)	60		12	
(2) 再指導				
①要再指導の保険医療機関				
・今年度新たに選定される保険医療機関	7		16	
・前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	9		2	
②監査の結果、「戒告」等を受けた保険医療機関	0		0	
合計(①+②)	16		18	
(3) 高点数保険医療機関				
前々年度に集団的個別指導を受け、前年度も高点数となった医療機関	139		185	
(4) 指導を再開する保険医療機関			5	
集団的個別指導	430	427	429	